

騒音・振動防止の方法（例）

（単位 デシベル）

施設番号				
特定施設の種類				
名称型式				
公称能力				
台数				
（ア）発生源での騒音振動レベル				
対策による減衰値	（イ）発生源対策による減衰□ （基礎等）			
	（ウ）距離減衰			
	（エ） _____ による減衰□ （障害物等）			
	（オ） _____ による減衰□ （その他）			
	（カ）減衰値合計（イ）＋（ウ）＋（エ）＋（オ）			
敷地境界線での騒音振動レベル予測（ア）－（カ）				
防音・防振対策の具体的内容				
施設使用時間		時 分～ 時 分	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分
用途地域				

騒音・振動、その他の公害防止について

特定施設を設置する際には、近隣に十分配慮してください。また、設置後のとくていしせつのメンテナンスを適正に行うことで、想定外の騒音・振動などの発生予防に繋がります。

騒音規制法・振動規制法による特定施設の騒音・振動などの規制基準の他、環境確保条例第52条及び第136条によりアイドリングストップや条例上の騒音・振動などの規制基準を遵守しなければなりません。

そのため、工場への機材の搬入、人や車の出入りの際などにはアイドリングストップを行い、搬入時に発生する音や話し声などにも配慮するようにしてください。

<騒音対策の例>

- ・低騒音型の機械を選択する
- ・騒音発生源を壁などで囲う
- ・出入口、窓を閉める
- ・出入口、窓は遮音性の高いサッシ等にする

<振動対策の例>

- ・低振動型の機械を選択する
- ・コンクリートを厚くする
- ・防振ゴムを取り付ける

<大気汚染対策の例>

- ・ボイラー：低硫黄燃料（特A重油、都市ガス等）にする
- ・焼却炉：使用を控える
- ・クリーニング：密閉型機械を使用する

<水質汚濁対策の例>

- ・油分分離槽などのトラップを設置し、定期的に清掃する
- ・有害物質や大量の汚水等を排出する場合は、排水処理施設を設置する

<悪臭対策の例>

- ・適正な換気装置と防臭装置を設置する

※その他…公害防止のために、塀等の設置や自動車の出入り口の制限が環境確保条例第77条、第79条及び第80条で定められています。